

## 令和6年度第1回茨城県廃棄物処理施設設置等専門委員会議事録

- 1 日時 令和6年4月18日(木) 13時30分から17時まで
- 2 場所 日立シビックセンター 501会議室
- 3 議事 株式会社茨城環境企業による産業廃棄物処理施設の設置許可申請について

### 4 内容

#### (1) 設置許可申請の概要

- 委員 調整池を作る計画になっているが、必要性はあるのか。
- 申請者 隣接する既存の処分場は、場内を調整池とするオンサイト調整池方式を採用した。今回の新規処分場は、茨城県高萩工事事務所と協議のうえ、オンサイト方式のほかに調整池を設けるとともに、さらに北側の東連津川沿いに止水矢板を打ち込む施工計画とした。
- 委員 放流水は処理しないのか。
- 申請者 最終処分場基準省令に則り、安定型処分場であるため水処理施設は必要ないと判断した。
- 委員 搬入される廃棄物の選別はどのようにおこなうのか。
- 申請者 すべて展開検査を行い、電子マニフェストと整合しているか確認する。
- 委員 調整池は空堀か。
- 申請者 そのとおり。
- 委員 水質検査はどのように行うのか。
- 申請者 基準省令にしたがって実施していく。
- 委員 周辺地権者からの同意については、どのような状況か。
- 申請者 日立市と協議のうえ、西側のJR線を境界とし、300m以内の地権者に対し説明を行い、同意を得ている。
- 委員 計画地には農地が含まれているが、権利関係はどのようになっているか。
- 申請者 賃貸借契約を結び仮登記している。農地転用は別途申請する。

#### (2) 現地確認

- 委員 農地の地権者数は何名くらいか。
- 申請者 20名弱である。
- 委員 排水の暗渠管の構造は、どのようになっているか。
- 申請者 直径250mmで雨水が浸透するよう表面に穴が空いている。
- 委員 一部山林が含まれているが問題ないか。
- 申請者 森林法に則り林地開発の許可を得ている。最終的には植林し山林に戻す。
- 委員 埋め立てたものが横滑りすることはないのか。
- 申請者 道路土工の指針に則って設計している。
- 委員 東連津川の下流は農業用水に使用しているか。
- 申請者 一部使用している以外は揚水である。
- 委員 既存処分場の残余量はどのくらいか。

- 申請者 25,000m<sup>3</sup>/年で埋立てて、あと2年で終了する。
- 委員 既存処分場の拡張は行わないのか。
- 申請者 第1種農地を含むので困難である。
- 委員 東連津川が溢水する可能性はあるか。
- 申請者 すでに河川改修工事は完了しているので溢水することはない。また、JR側の法面を3か月に一度異常がないか調査するようJRから求められている。

### (3) 生活環境影響調査結果

- 委員 騒音、振動の測定地点は敷地境界となっている。JRの西側は対象外ということだがなぜここを選んだのか。
- 申請者 予定地から最も近い住宅はJR線の西側であるためであるが、実際の騒音は電車が通過したときのほうが大きい。
- 委員 騒音の予測計算は、環境省の調査指針に準じていると思うが、この方法は現況結果と作業時の騒音をプラスしており、厳密にはこの計算方法は正確ではない。しかし、現地の高低差があっても最短距離で測るなど安全側からの見地で計算されているので問題ないと考えられる。ブルドーザーはどこの位置で稼働することを想定したのか。
- 申請者 実際に稼働するブルドーザーは1台だけであるため、敷地の中央を想定した。
- 委員 粉じんと二酸化窒素の測定期間が1週間だけであるが過小評価ではないか。また、沿道の住宅地側で測定していないこと、二酸化窒素と浮遊粒子状物質の最高値に2%除外値を用いていないのはなぜか。
- 申請者 最終処分場の場合は焼却施設と違い、環境省の調査指針では年間を通じた測定を求められていない。測定地点は、住宅に一番近いポイントを選定した。二酸化窒素については日間平均0.014%除外値を、浮遊粒子状物質については0.02%除外値を用いた。
- 委員 放流先河川の水量の単位は何か。
- 申請者 毎秒である。
- 委員 計算すると180t/秒になる。放流水の水質は、新施設のデータの代わりに既存施設のそれを流用したとの理解で良いか。
- 申請者 そのとおり。
- 委員 放流水は自社基準のBOD 10mg/Lとなっているが流量はどのぐらいか。流量はどのように計算しているのか。
- 申請者 流量は計画放流量で、既存の放流量を参考にしている。
- 委員 掘り下げが19.5mなので、地下水位の想定値からすると数十cmしか差がなくぎりぎりである。また、地下水の流動方向からすると掘り下げの角度が急角度なのに対し、地下水位は西側のほうが1mほど高いと考えられる。工事に影響はないのか。
- 申請者 西側は地盤が高くなっているため、地下水が掘削工事によりにじみ出てきても、高低差によりすぐに地下に浸透するため湛水することはない。
- 委員 廃棄物が地下水に接触しても影響はないのか。
- 申請者 安定5品目であるため影響はないが、万が一、湧水が出た場合は廃棄物に触れないように対応する。
- 委員 地下水の水量は多いのか。
- 申請者 4mほどで岩盤に当たるので多くはない。
- 委員 地下水位の季節変化はあるか。
- 申請者 調査の結果、ほとんど変化はない。また、地形の勾配より地下水位は緩やかに傾斜していると思われる。

委員 工事に伴って湧出する地下水の量は微量であり、実際の工事に対応できるということか。

申請者 そのとおり。既存処分場の工事においても問題はなかった。

#### (4) 委員会意見のとりまとめ

委員 騒音、振動の予測については、厳密には計算式が異なるが、今回の計算は環境省の調査指針に準じており、安全側に振った条件下での計算となっているので問題ないと考えられる。定期的なモニタリングを引き続き実施していただきたい。

委員 地下水の件については、地下水への影響等はモニタリングで対応可能と考える。

委員 申請内容は、周辺地域の生活環境の保全等について適正な配慮がなされていると認められる。今後申請者は、維持管理計画に基づき適切な維持管理を行い、周辺住民の生活環境の保全に努めることおよび環境法令を遵守するとともに日立市の意見を踏まえ適正に事業を進めることを専門委員会の意見とする。